

藤沢市遺族会事業補助金交付要綱

制定	平成	8年	4月	1日
改正	平成	23年	4月	1日
改正	平成	29年	4月	1日
改正	令和	5年	4月	1日
改正	令和	8年	4月	1日

(趣旨)

第1条 市長は、戦没者に対する祭祀及び遺族相互の福利増進を図るため、藤沢市遺族会による次の世代への平和を引き継ぐ事業の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象経費)

第2条 補助対象経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 総会及び理事会に要する費用
- (2) 定例会議及び研修会に要する費用
- (3) 戦没者の慰霊に要する費用
- (4) 遺族の処遇向上及び人格向上に要する費用
- (5) 女性部及び事業委員会の活動に要する費用
- (6) 遺族の表彰に要する費用

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市遺族会事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市遺族会事業計画説明書
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 会則
- (4) 役員名簿

(補助金額及び交付決定)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 当該年度における補助対象経費のうち、事業費の10分の1
- (2) 66,000円

2 市長は、必要と認める場合には、前項の規定に基づく補助金額の他に、記念事業その他特別な事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

3 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否及び交付額を決定し、藤沢市遺族会事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第5条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市遺族会事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市遺族会事業変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付時期は、規則第7条第1項ただし書きの規定に基づき、前金払いとする。

(事業完了届の提出)

第7条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、藤沢市遺族会事業完了届(第6号様式)に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第7号様式)

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、10年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市遺族会事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。